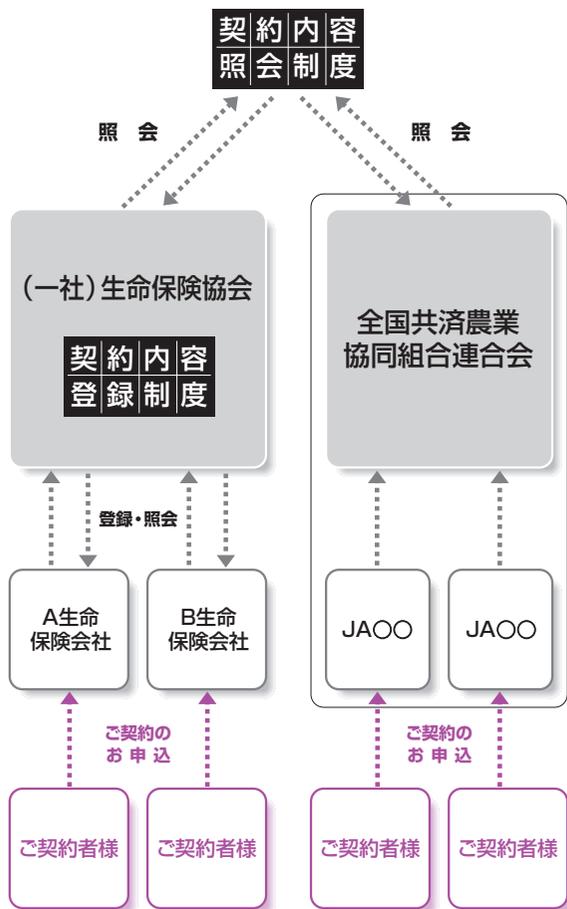


〈概略図〉



## 一般社団法人 生命保険協会

登録センター

〒100-0005 東京都千代田区丸の内3-4-1

新国際ビル3階

☎(03)3217-1065

本制度に参加している生命保険会社につきましては、生命保険協会ホームページの「加盟会社」をご参照ください。

生命保険協会ホームページアドレス

<https://www.seiho.or.jp/>

(会社使用欄)

## 契約内容登録制度

## 契約内容照会制度

### のご案内

# 契約内容登録制度 契約内容照会制度 について

生命保険・共済制度は、多数のご契約者の善意と信頼によって成り立っております。制度が健全に運営され、みなさまに安心してご利用いただけるよう、(一社)生命保険協会、同協会加盟の各生命保険会社、全国共済農業協同組合連合会では、「契約内容登録制度」および「契約内容照会制度」を設けております。(注)

これらの制度では、ご契約(特約付加等を含みます。)のお申込みがあった場合に、保険・共済契約に関する事項について、生命保険協会の「登録センター」に登録されることがあります。各生命保険会社、全国共済農業協同組合連合会は登録された内容をご契約のお引受けの判断または保険金・共済金等のお支払いの判断の参考とさせていただきます。

なお、この制度に基づき登録される情報については、当該情報を登録する各生命保険会社・全国共済農業協同組合連合会が管理責任を負います。

(注)「契約内容登録制度」は生命保険業界内の登録制度であり、この「契約内容登録制度の登録内容」と「全国共済農業協同組合連合会の契約内容」を「契約内容照会制度」において、相互に照会しております。

## 登録される内容は次のとおりです

<2024年3月31日以前の登録事項>

- 1 保険契約者ならびに被保険者の氏名、生年月日、性別および住所(市・区・郡までとします。)
- 2 死亡保険金額および災害死亡保険金額
- 3 入院給付金の種類および日額
- 4 契約日、復活日、増額日および特約の中途付加日
- 5 取扱会社名

<2024年4月1日以降の登録事項>

- 1 保険契約者ならびに被保険者の氏名、生年月日、性別および住所(市・区・郡までとします。)
- 2 普通死亡保険金の金額
- 3 入院給付金の種類および入院給付金の日額または入院給付金の一時金額
- 4 災害死亡保険金の金額
- 5 がん給付金の一時金額
- 6 就業不能保障給付金の月額
- 7 先進医療保障給付の件数
- 8 契約日、復活日、増額日および特約の中途付加日
- 9 取扱会社名

※その他、正確な情報の把握のため、契約および申込の状態に関して相互に照会することがあります。

※上記登録事項において、保険契約者、被保険者、(災害)死亡保険金、入院給付金、がん給付金の一時金額、先進医療保障給付の件数、会社とあるのは、共済契約においてはそれぞれ、共済契約者、被共済者、(災害)死亡共済金、入院共済金、先進医療保障の有無、団体と読み替えます。

## 登録および利用の期間

登録の期間ならびにお引受けおよびお支払いの判断の参考とさせていただきます期間は、契約日、復活日、増額日または特約の中途付加日(以下「契約日等」といいます。)から5年間(被保険者が15歳未満の保険契約等については、「契約日等から5年間」と「契約日等から被保険者が15歳に到達するまでの期間」のいずれか長い期間)です。

## 秘密の保持について

次のような運営を図ることによって、登録内容の秘密保持につとめております。

- 登録内容を利用できるのは、生命保険協会に加盟している生命保険会社、全国共済農業協同組合連合会のみに限っています。
- 登録内容は、ご契約のお引受けの判断または保険金・共済金等のお支払いの判断の参考とする以外の目的に利用することはありません。
- 登録内容を他に公開することはありません。

## 登録内容に関する開示のご請求

登録内容については、お申込まいただいた生命保険会社または生命保険協会に開示の請求をすることができます。ただし、共済契約については全国共済農業協同組合連合会に請求いただくこととなります。

- 開示の請求をすることができる方は、契約者または被保険者、もしくは代理人(指定代理請求人、未成年後見人、成年後見人、本人が委任した代理人)の方に限りです。これ以外の方からのご請求にはお答えできません。お申出の際は、ご本人であることを証明できるもの[写真付証明書(運転免許証、パスポート)、健康保険証等]をご持参ください。
- 開示の請求をされる場合は、お申込まいただいた生命保険会社または生命保険協会に備え付けの「お申出書」によりお申出ください。後日、書面により、お申出人に直接ご回答いたします。
- 登録内容の開示のご請求については、お申出を受けた生命保険会社から手数料を請求させていただくことがあります。

## 登録内容の訂正等

万一、登録内容が事実と相違している場合には、お申込まいただいた生命保険会社または生命保険協会にお申出ください。

事実確認のうえ訂正等が必要な場合は、速やかに対応し、後日、書面によりお申出人に直接、訂正に関するご報告をいたします。

また、「個人情報の保護に関する法律」に違反して個人情報が取扱われている場合は、利用停止あるいは第三者への提供の停止を求めることができます。